

第13号議案

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例（平成11年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2電柱等の工作物の項中「830円」を「1,100円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「1,700円」を「2,200円」に、「740円」を「940円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,600円」を「2,100円」に、「74円」を「94円」に、「7円」を「9円」に、「4円」を「6円」に、「730円」を「920円」に、「450円」を「570円」に、「1,500円」を「1,900円」に改め、同表水管、下水道管、ガスパ等の物件の項中「31円」を「40円」に、「45円」を「57円」に、「67円」を「85円」に、「89円」を「110円」に、「130円」を「170円」に、「180円」を「230円」に、「310円」を「400円」に、「450円」を「570円」に、「890円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市準用河川流水占用料等に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に河川を占用する物件について適用し、施行日前に河川を占用する物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき許可を受けたことにより、施行日前から引き続き施行日以後も河川を占用し

ている物件に係る令和元年度の土地占用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正を踏まえ、準用河川の占用に係る土地占用料の適正化を図る必要があるからである。